



Title	初期マルクスにおける家族論の形成過程
Author(s)	千葉, 悦子
Citation	社会教育研究, 6, 22-36
Issue Date	1985-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28445
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_P22-36rev.pdf



初期マルクスにおける家族論の形成過程

千葉悦子

はじめに

小論は初期マルクスにおける家族論についてその内容を検討しようとするものである。

しかし、通説では、家族論に関しては後期マルクス・エンゲルスによって完成されたものとされ⁽¹⁾、初期マルクス研究では『ドイツ・イデオロギー』（1845年）が家族の歴史的起源を最初にとりあげたものとして、しばしばとりあげられているが、それ以前にさかのぼってマルクスの家族論の発展過程を捉えようとするものは少ない。

確かに、家族についての充実な説明は後期マルクス・エンゲルスにおいて完成されたというのも言及するまでもないことである。即ち、『資本論』（1867年）において、機械制大工業のもとで初めて婦人・児童労働が大規模に採用されたこと、そしてまた、そのことによって家族や両性関係のより高い形態のための新しい経済的基盤が作りだされたことが明らかにされ、またエンゲルスの『家族・私有財産および国家の起源』（1884年）では、『ドイツ・イデオロギー』を発展させて、家族と婚姻の歴史を分析し、性差別の根源が私有財産の発生に伴う階級社会の形成によるものであること、したがって、性差別の廃絶もまた、階級社会の廃絶によるものでしかないことを解き明かしたのである。しかもこれを完成させるためには、バハーフエン『母権制』（1861年）さらにモルガンの『古代社会』（1877年）をもとにした家族史研究（マルクス『古代社会ノート』⁽²⁾（1879～80年））があつてはじめて実現したものである。

とはいえ、家族についての歴史的・階級的な把握が後期マルクスにおいて充実になされたとしても、後期において初めて提出されたものとして捉えるべきではなく、若きマルクス時代からのヘーゲル哲学の批判的研究、そのための経済学研究、その中でつかみとったブルジョア社会の認識の深化、即ち、その長い苦闘の過程を経て確定されたものと捉えるべきであろう。したがって、後期マルクス・エンゲルスの所産『家族・私有財産および国家の起源』に完成される家族についての基本的論点が提出されるとされる初期マルクスの作品『ドイツ・イデオロギー』もそうしたマルクスの社会認識の深化の過程の一産物として捉えてみなければならないだろう。

しかしながら、『ドイツ・イデオロギー』と『家族・私有財産および国家の起源』を発展的に捉えるのではなく、並列的に比較検討して、その差異を論じ、初期マルクスと後期マルクスの断絶、さらには、後期マルクスの後退を主張する論者も少くない。たとえば、性差別の根源をどのように捉えるのか、その理論的枠組みに関わって、『ドイツ・イデオロギー』における性的分業と私的所有の関連をどのよう

につかむのが今日なお、家族論を基礎理論とする婦人（解放）論の大きな論点となっているが、なかでも、マルクスの科学的社会主義の理論に依拠しつつ、その欠落・弱点を指摘する水田珠枝氏は、マルクス・エンゲルスの著作を「性差別について貴重な示唆を提示している反面、その部分をぬきだしつきあわせてみると理論的な欠落・不整合が目立つ」とし、「『ドイツ・イデオロギー』⁽³⁾では差別すなわち、所有の不平等は、分業から発生することが明確にされながら、性差別の原因が性的分業にあるのかないのか、説明されていない」と述べ、他方「『起源』〔『家族・私有財産および国家の起源』の略〕の場合には、やはり分業が差別を生むことが説かれながら、性差別の原因は、性的分業よりは社会的分業にもとめられている」あるいは「『ドイデ』〔『ドイツ・イデオロギー』の略〕よりもはっきりと性的分業と性的差別の関係をきりはなそうとしているようにみえる」と述べ、「こうした、あいまさが、性差別の原因をめぐる論争をよびおこすことになるのである」とマルクス・エンゲルスを非難している。⁽⁶⁾

こうした、ある「部分をぬきだしつきあわせ」て、「不整合」を論じ、水田氏の主張と異なると指摘しても、マルクス・エンゲルスの認識の発展に即した内在的な批判でないが故に、もし彼らが今日きていたとしても彼らにはいささかの痛痒も感じないであろう。つまり、『ドイツ・イデオロギー』から『家族・私有財産および国家の起源』の断絶でも、飛躍でも、後退でもなく、認識の発展過程としても、しかも、その間に『共産党宣言』（1874～48年）『経済学批判要綱』（1857～58年）、さらに『資本論』第1巻（1867年）等を媒介させながら彼らの内在論理に即して検討するものでなければ、彼らの理論を正しく理解したことにはならないといえよう。しかも、見落としてはならないのは『ドイツ・イデオロギー』についても、突然できあがったものではなく、それ以前に、ヘーゲル哲学を批判的に克服し、史的唯物論の基礎を形成すべく、苦しい格闘の時代があったということである。したがって、マルクスの理論を論じるときには、初期マルクスから後期マルクスまで全体を視野におさめてそのどこに位置するのかを吟味しなければならない。

そのためにも、まずはマルクスの家族論について、若きマルクスから老マルクスに致る過程を正しく捉えることが肝要であろう。しかし、それを直ちに展開できるほどの力は今のところ我々はもちあわせていない。とりあえず小論では初期マルクスに限定して、その一部を展開することにしよう。それには、まず、克服すべき対象であったヘーゲル哲学における家族とはいかなるものであったか、その解明から着手しなければならない。

1. ヘーゲルの家族観

⁽⁷⁾
ヘーゲルは『法の哲学』において、客観的な精神が自由な意志として現実の中に普遍的自己を特殊化して具体的形態となったとき人倫の体系となるとして、その体系は家族→市民社会→国家として構成されているとする。即ち、即自的・実体的に統一されている「自然的な人倫的共同体」⁽⁸⁾である家族が解体し、個人と個人の自由意志による結合社会である市民社会が「差別態」として生じるが、それがさ

らに止揚されて普遍と個別の統一体として国家に到達し、こうして国家においてこそ普遍的精神が具現するとされる。市民社会が国家と家族を媒介しているのであり、「『家族』が『家』そのものとして国家の構成単位⁽⁹⁾」だとはみなされておらず、家族は市民社会の前提なのである。

では、市民社会の前提である家族、国家の「材料」でしかない家族、その家族自体についてはどのような理解を示していただろうか。『法の哲学』の「家族・婚姻」からその特徴を述べてみよう。

まず第一に、家族の概念について、以下のように述べる。即ち、「精神の直接的実体性として、精神の感ぜられる一体性、すなわち愛⁽¹⁰⁾」を規定としてもつとする。他方、「愛はまた感情であり、主観的なものであって、これに対しては合一はおのれを貫くことができない。それゆえ合一が要求されはするがそれが要求されるのは、本性上外面的で感情によって左右されることのないような、物との関係においてだけである⁽¹¹⁾」。したがって、「家族は、人格としてはその外面的実在性を所有においてもつ⁽¹²⁾」。そして「人格的独立性」を代表し、「対外関係においてたくましく活躍⁽¹³⁾」する夫(男)のみが市民社会に参加し、したがって、「市民ではなく家族に属しているような個別者は…非現実的な影にすぎない⁽¹⁴⁾」というのである。しかし、他方で、家族成員の独立、即ち、家族の解体についても認めないわけではない。しかし、それは、子どもの教育によって独立の人格として成長し、自分の自由な財産を所有し、自分自身の家族を獲得するかぎりにおいてである。

第2に、両性の捉え方についてみよう。第1の家族の概念の内容に既に部分的にみられることだが、男性は「国学や学問」またそのほか「外界やおのれ自身との労苦に満ちたかわり合いや戦いにおいて営む一方で、女性は「家族においてこそ実体的本文をもち、…恭順のうちにおのれの倫理的な心術をもつ」のであり、また、「普遍性」ではなく、「偶然的な愛着や意見に従って行動する⁽¹⁵⁾」ため、「女性が政治の頂点に立つとすれば、国家は危険におちいる」と指摘する。

第3に、婚姻の捉え方については、結論的に述べれば、婚姻を「ただ性的関係としてのみ⁽¹⁶⁾」考察したり、「たんに市民的契約として理解」したり、「本質を愛にしかおかない考え方⁽¹⁷⁾」を排して、「婚姻は…法的に倫理的な愛⁽¹⁸⁾」であると規定し、また、婚姻関係の真心からのつながりは、「人格性の一身体となった相互献身からのみ生ずる⁽¹⁸⁾」のであるから、婚姻は本質的に一夫一婦制であるとする。

以上がヘーゲルの家族・婚姻観の概観であるが、ここにみられる家族像は、ほかでもない封建制下の家共同体(Haus)が解体した後⁽¹⁹⁾に成立した、血縁的紐帯から解きはなされた「近代的」な市民家族(family)の姿である。

封建制下においては、「家族が『家』そのものとして国家の構成単位であったとすれば、いまや家族という私的領域のなかで生長し教育された個人が国家の構成単位となるのである⁽¹⁹⁾」。また、家族は夫婦の愛情を基礎とするものであり、妻は愛に基づいて、その全人格を、つまり財産も権利も夫のために放棄すること、これに対し夫は妻のこの献身に応え妻の願いを受け容れ実現することが要求されるとして、妻の夫への服従は女性一般の自然から説明されるのである⁽²⁰⁾。したがって、妻の夫への服従は、封建制下の家父長的観念の移植ではなく、愛を基礎とする近代的家族の概念によって再構成されたものといえる

だろう。そして、こうしたヘーゲルの婚姻観・家族観が体现されているのが、「人類の生命活動の内にあるだけのすなわち即目的にあるだけの」「顕現したあり方においては外面的であるだけの一体性が精神的な愛へ、自己意識的な愛へ変えられた」⁽²¹⁾「倫理の法」⁽²²⁾であるところの、プロイセン一般ラント法である。

さて、ヘーゲルの弟子であった青年マルクスもまた、以上述べてきたヘーゲル哲学における家族・婚姻観から出発し、市民家族の内部構造の分析からプロレタリア家族を発見していくことになるわけだが、その第一歩は、「倫理の法」である「プロイセン一般ラント法」をめぐってであった。それを手はじめにして、以下、順次、マルクスの家族観の発展過程を概観してみよう。

2. ヘーゲル家族観との格闘

(1) 人倫としての婚姻—『離婚法案』

マルクスの家族観として最初に我々の目に触れるのは、サヴィニー指導のもと1842年に起草された離婚法案の批判である。即ち、『ライン新聞』時代(1842-43年)の二つの小論、『離婚法案によつて。批判の批判』(11月15日付、第319号、全集⁽²³⁾)および『離婚法案』(12月19日第353号、全集⁽²⁴⁾)である。

この離婚法案は、婚姻における「キリスト教原理に反する原則」を除去し、さらに婚姻訴訟手続形式を重視して、それまでの宗教的行為の強制から自由な、民事婚優位の婚姻立法を、後退させようとするもので、離婚の原因から、「克服しがたい嫌厭」や「相互の合意」を恣意にあたるものとして削除しようとするものであった。さらに、若干付け加えれば婚姻法もその一部に構成されている一般ラント法はナポレオン法典の先取りともいえる。つまり、一般ラント法は1794年に仏革命の影響をうけて制定され、それ以前の宗教的・身分的な婚姻を排した「近代的」な性格を部分的にも有していたが、むしろ革命からプロイセンの秩序を維持しようとする父権優位の性格が強固であった。⁽²⁴⁾ナポレオン法典自体が仏革命時の自由・平等主義から父権優位(共通財産の処分権、固有財産の管理権)に再構成され、「『ブルジョア家族』的な法律構成であった」と評価されているが、一般ラント法も同様な性格をもっていたのである。たとえば婚姻や親子は契約に準ずる関係というだけでなく「婚姻の主要な目的は、子の出産と教育」であり、また「市民社会は公共の福祉の目的のための家族の結合より成」⁽²⁶⁾るのであって、婚姻はその内部関係までも、法的規制の対象とされていたのである。しかし、自由主義志向をおしとどめることはできず1830年には婚姻の目的規定が除去され、夫の財産支配の優位についても、大きな制約をうける改訂がなされていた。1842年の離婚法案は、こうした市民社会の自由主義の流れをおしとどめ旧体制へひきもどそうとする一つのあらわれといえるだろう。

さて、マルクスはこの離婚法案についてどのように言及しているだろうか。まずもって「婚姻が人倫的な制定ではなく宗教的・教会的制度として処理されており、従って婚姻の世俗的本質が否認されている」(全集⁽²⁵⁾、p173)と本質をついた批判をし、さらに、これまでの婚姻法についても「非人倫的」で、

それは、その基礎を構成するプロイセン・ラント法が「悟性的抽象にもとづいているのであって、これはそれ自体において無内容で、自然的、法的、人倫的内容を、外的でそれ自体において法則をもたない質料とみなし、こんどはこの精神も法則もない質料を、外的な目的とあわせて型どりをし、方向づけをし、位置づけをしようと試みた」（全集④， p309）とし、形式的規定にとどまり、実際には、人倫に委ねられるべきものも法的に枠付けしていることを鋭くついているこの点も重要であろう⁽²⁷⁾。

しかし、婚姻それ自体の捉え方についてはヘーゲルの枠をこえていないようにも見える。即ち、恣意にもとづく婚姻の主張者に対して「婚姻が家庭の土台」であり、「子どもとその財産」を「気まぐれにゆだね」てはならないと述べる。そして、立法者は「精神的な諸関係にひそむ内的な法律を、意識された実定的な法律の形で宣明する」のであり、「婚姻をむすぶべく強制されることはない」が、「しかし婚姻をむすぶやいなや、人はすべて婚姻に関する諸法律への服従をすべく強制されなければならない」とする。さらに、ヘーゲルを引用して、「婚姻は即自的・概念的に解消不可能である」（全①， p174）と述べるのである。

しかし、その先をみてみよう。他方、マルクスはこうも述べている。「人倫的な関係はすべて、その真実性が前提されるならば解消不可能である。」「だがしかし、いかなる国家、いかなる婚姻、いかなる友人関係も完全にその概念に合致するものではない」から「現実の婚姻は国家において解消可能」（同左 p175）であると。ところがヘーゲルは、「婚姻は絶対的ではなくて動揺するものであり、解消の可能性を含んでいる。しかし立法はこの可能性をきわめて困難なものにし、気にいるとかいらぬといった気ままな意向に対して、倫理の法を堅持しなければならない」として法によって婚姻解消を避けようとするのである。ヘーゲルとマルクスの法（＝国家）に対する捉え方の違いは明らかである。

さらに、マルクスは続ける。「離婚とは…死せる婚姻であり…事柄の本質のみが任意の婚姻の生死を決定できる。」（同左 p175）ところが、事柄の本質を決定できるような法律は「当の法律が民衆の意志の自覚的表現であり、したがって、この意志をもとにしこの意志によって作りだされたものである場合だけ」であるとして、「立法者は、いつ本質的には解消されてしまっているか」（同左， p175）ということしか定めることができないとする。こうして、離婚の本質をふまえた離婚法等がつかることのできないことを示唆しているといえよう。

以上にみられるように、未だマルクスは普遍的理性にもとづく人倫国家を前提としていることは明らかである。しかし、「市民社会」と対置される「国家」の立場を保持しながらも、他方では、あくまでも具体的な現実の世界のなかでそれを問題とし、生かしていこうとする態度⁽²⁹⁾、そこに「国家」から「市民社会」分析へと移行していく萌芽をみることができるだろう⁽³⁰⁾。しかし、直ちに「市民社会」分析には進めなかった。自らの思想的基盤それ自体の検討からまず、はじめなければならなかったのである。

(2) ヘーゲル家族観の自己矛盾－『ヘーゲル国法論』

翌年（1843年）、マルクスは自らの思想の基礎をなしていたヘーゲル法哲学の批判的検討に着手し

『ヘーゲル国法論批判』としてまとめた。ヘーゲルの市民社会と国家の相互関係、その転倒的把握の批判をつらじてマルクス独自の民主主義論がはじめて展開されたとされている。したがって、家族の把握の検討それ自体は付随的であるがヘーゲル批判をつらじたマルクスの家族理解の発展がいくつか確認できる。

まず、ヘーゲルにおける家族と市民社会は既に指摘しているように、「現実的理念によってはたらしを受けて」おり、「それらを国家に統合するのは」「理念の生のなりゆきがそれらを己れからふるい分けた」（全集① p235）ものであるが、マルクスはこれを、実は「家族と市民社会は国家の前提であり」（同右 p236）、「国家の現実的部分、意志の現実的、精神的現存態であり、両者は国家の定在様式であり」（同左 p237）、「国家は家族成員として、また市民社会の成員として現存しているような衆人から出てくる」（同左 p 238）のであり、こうして「政治的国家は家族という自然的土台と市民社会という人工的土台なしにはありえない」（同左 p237）と捉えている。ヘーゲルの思弁性を批判し、現実の人間から出発しようとした第1歩である。

では、国家の「自然的土台」としての家族にマルクスは具体的に何を託しているのだろうか。ヘーゲルの身分制議会に対する批判にそれが認められる。ヘーゲルは、普遍的事項としての国事は国会なしで君主と政府高官によって審議・決定され遂行されるが、「君主権」や「行政権」などに「即自的」にあった「公共事がたんに即自的にのみならず対自的にもあらわれてくるようにする」（同左 p299）ために、また、「国家がそれを通じて国民の主體的意識にはいり込み、そして国民が国家に参加しはじめる」ために国会が必要だとし、市民社会においては個人としてでなく、私的身分として政治的身分になるとし、身分制議会を提示する。この身分制議会は土地所有身分である貴族院と市民社会の身分の代表者である代議院とで構成し、前者の優位性をとくのである。その理由は「家族生活を土台にもち…生計の点では土地所有を基盤とし、……己れにもとづく意志を有し…君主的要素が内に蔵するところの自然規定」をもつが故に「政治的な関係むきに設定される」（同左 p335）のであるとする。

それに対するマルクスの批判はこうである。即ち、農民身分は土地所有と結びつき、家族生活の土台である愛が現実的・効果的・規定的原理として欠けており、「没精神的な家族生活であり、家族生活の幻想である」と。なぜなら、前述のヘーゲルの家族観で我々も確認していることだが、ヘーゲル自ら「『愛』が家族生活の土台であり原理であり精神であると言明している」ではないかと、ヘーゲルの自己矛盾をついているのである。ヘーゲルは愛を原理とする市民社会の家族を認めながらも、市民社会の個人を利害にもとづいて行動するものとみなし、国家と市民社会の分裂を中世的身分世界にひきもどすことによって解消しようとしたのである。それに対し、マルクスは、「営業の身分」の資産は「意志の偶然に」よって仲介されており、「営業の不安定、所有転変」が土地所有とは対照的に認められるが、だからこそ「市民社会においてこそはじめて家族生活は家族の生活となる」（同左 p341）、と主張するのである。

たしかに、まだヘーゲルの家族観をうけいれ、その枠の中で議論を展開していると思われるが、重要

なことは、愛を規定にする市民社会の家族から中世的身分家族へ回帰していくのではなく、市民社会の家族を積極的に受け入れて展開していこうとしている点である。生方卓氏は、「ヘーゲル以上にヘーゲル的」であり、同時に「まったく非『マルクス主義的』である」と述べている。⁽³¹⁾しかし、我々のこれまでの検討をふまえてみれば、この評価は必ずしも的を得たものになっていないといえよう。

マルクスの描いた、「私的所有」と矛盾し、それを克服するものとしての「家族資産」をもつ、愛を原理とする市民家族とは、当時のプロシアに現にみられた、未だ十分に成熟していない、不安定な資産保有者＝中間階級の姿にはかならない。市民家族が分化して生じるブルジョア単婚家族とプロレタリアートの実像は近代化のたち遅れていたプロシアでは捉えることができなかったのである。それは、「パリ時代」においてはじめて発見されることになる。

3. 私的所有の一形式としての夫婦関係

(1) 私的所有に規定された家族

1843年秋、パリへ移ったマルクスは、ここで諸論文を『独仏年誌』に発表し、その過程で「観念論から唯物論へ、革命的民主主義から共産主義への移行」⁽³²⁾を完了したとされる。即ち、政治国家と市民社会の分裂とその止揚について、『国法論批判』では人間的解放を政治的解放に求めていたのに対し、『ユダヤ人問題によせて』（全集①）では、政治的解放が人間的解放なのではなく、市民社会の原理－利己的欲望の支配－からの解放でなければならないことを、さらに、仏の社会主義運動に直に触れる中で『ヘーゲル法哲学批判序説』では、プロレタリアートこそ私有財産制にもとづく「人間の完全な喪失であり、したがってただ人間の完全な回復によってだけ自分自身をかちとることのできる」（全集①p 427）のであり、こうしてプロレタリアートこそ社会を変革し、人間解放を実現する実践的担い手であることを定立するのである。しかし、その具体的なあり方はまだ明らかにされず、そのために市民社会それ自体の仕組みの解明、即ち経済学研究が開始されるのである。

こうして、市民社会と国家の分裂の根拠を、市民社会の側に、その根本的要因を私的所有にみる視座を獲得したあとでは、もはや『ヘーゲル国法論批判』にみられる「愛を原理とする市民家族」も幻想であることは明白である。1844年に執筆された『経済学・哲学手稿』（以下『経哲手稿』と略す）及び、エンゲルスとの最初の共著である『聖家族』では家族と両性関係のあり方について、市民家族の婦人に対する抑圧について暴き出し、そしてまた、労働疎外を体现しているプロレタリアートによる私的所有の廃絶による共産主義社会の成立によって、はじめて男の女に対するあり方も人間的なあり方なることを示した。そこで、マルクスの家族観がどのようにして前進したのか簡単にみてみよう。

『経哲手稿』の第一手稿で、マルクスは、私的所有が支配する市民社会批判を、私的所有の本質としての労働を人間活動の本来のあり方から捉え直し、しかもその労働が疎外されていることをつかむことによって行ない、さらに『ミル評註』で人間の類的本質は社会性、共同性にあることをつかんだマルクス

は、第三手稿では、私的所有のもとでの人間と人間の社会関係が物と物との社会関係、換言すれば、人間相互の利己的で冷たい関係にあらわれることから、人間の類の本質の疎外形態のもとにあるとし、そこで私的所有の「ポジティブな廃棄…人間による、また人間のための人間の本質の現実的獲得としての共産主義」（全集④ p 457）が登場する。

この第三手稿の「私的所有と共産主義」で女性共有の思想をもつ粗野な共産主義を批判する部分があるが、そこには以下に示す文が見い出される。「私的所有に普遍的私的所有を対置するこの運動は夫婦関係（これはいずれにせよ排他的な私的所有の1つの形式である）にたいして女性を共同、共有の所有物たらしめるところの女性共有を対置する動物的な形式においてあらわれる」（全集④ p 455）と。

マルクスはここで、私的所有のもとでの市民家族は夫は妻の所有者として、自由な処分者としてたちあらわれることを鋭く見ぬいて、ついているのである。そのことを『聖家族』（全集②）ではいくつか具体的な例によって示している。たとえば「娘は、だれであろうとこの娘の独占的財産の取得を取引しようとする人に、売りにだされた商品ではないか」（同左 p 207）というフーリエの引用があるがこれは妻の財産を夫が管理できる、「経営体としての市民家族の経済的要求…が…人間を持参財に転化する⁽³³⁾」ことを示している。したがって、「愛なき結婚」（同左② p 63）がまかりとおるのである。こうして私的所有のもとでは家族までも利己的な関係におかれることが明らかにされた。⁽³⁴⁾

そして、次に、人間の解放には当然、男の女に対するあり方が人間的な関係になることでもあるとする婦人解放の視点が導入される。即ち、「男の女にたいするあり方は人間の人間にたいするもっとも自然的な間柄だから…したがって、この間柄のうちに、どれほど人間の自然なあり方が人間的になっているか、あるいは、どれほど人間的なあり方が彼にとって自然なあり方に、どれほど彼の人間性が彼にとって自然に、なっているかがあらわれる。この間柄のうちにまた、どれほど人間の必要が人間的な必要に、したがってどれほど彼にとって彼ならぬ他の人間が人間として必要になっているか、どれほど彼が彼のもっとも個人的なあり方のなかで同時に公共の者であるかがあらわれるのである」（全集④ p 456）と。こうして、「人間の自己疎外としての私的所有の積極的止揚としての共産主義」（同左 p 457）のもとでこそ、「人間を人間として、また世の中にたいする彼のあり方を人間的なあり方として前提するならば、きみは愛をただ愛とのみ、信頼をただ信頼とのみ、等々、交換することができる」（同左 p 489）とする。ヘーゲルのいう「愛を土台とする家族」が共産主義において普遍的にあらわれるのである。

これらをふまえて、家族をあるいは宗教・国家を経済の運動、生産の運動から捉えようとする視点が定立される。つまり、「宗教、家族、国家、法、道徳、科学、芸術、等々は生産の特殊な諸様式にすぎないのであって、生産の一般法則に従う。それゆえ私的所有の積極的止揚は…中略…人間が宗教、家族、国家、等々から彼の人間的な、すなわち、社会的なあり方へ帰ることである」と。

以上から明らかのように、ヘーゲルとたもとをわかって、仏社会主義思想に触発されながら（フーリエ）マルクス独自の家族論が展開される出発点となった論文といえるであろう。家族の階級的把握が精確になされているわけではなく、歴史的把握に致つてはいまだみるべきものはないが、「私的所有の一形式としての夫

婦関係」,「家族…生産の一般法則に従う」という指摘の中に、翌年エンゲルスと共同執筆することになる『ドイツ・イデオロギー』の家族論へ発展していく端緒をみることができるだろう。しかし、『ドイツ・イデオロギー』で唯物史観にたった家族論を展開するためには、その前に「たんなる抽象的知識⁽³⁵⁾以上」の,市民家族の分化した一方の極にあるプロレタリアートの家族の状態を知る必要があったのである。つまり、『経哲手稿』での国民経済学の原理論的検討と同時に、他方で、エンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』を媒介にして『ドイツ・イデオロギー』における家族論が展開されたと考えられる。そこで、『ドイツ・イデオロギー』の検討に入る前に、『イギリスにおける労働者階級の状態』を簡単にみてみよう。

(2) 労働者家族の状態

エンゲルスは、『イギリスにおける労働者階級の状態』を書きあげる以前に、『ヴッパータールだより』(全集①, 1839年)でヴッパータールの下層階級, とくに工場労働者のみじめな状態を描き, それを契機にマルクスに先だって経済学研究に着手し, 1843年には『経済学批判大綱』(全集①)をまとめている。この中で, 既にイギリスにおける「労働者家族の解体」の事実をみている。たとえば, こういう記述がある。

「共同の利害の最後の痕跡である家族の財産共有は工場制度によって破壊され, かつ一すくなくともこのイギリスでは一すでに解体過程にある。子どもたちが働けるようになると, すなわち9歳になると, その賃金を自分でつかってしまい両親, 両親の家をただの下宿屋と考え, 両親に一定の賄い費と部屋代を支払うということは, まったくの日常茶飯事である」(全集①, p548~549)と。

ここにみられる家族の姿は, ヘーゲルが描く, 自らが処理できる財産と家族をもつことによって自立する子どもの姿と, 何と違うことか。家族成員のモナッ的解体にほかならない。この, 工場制度のもとでの労働者家族の実態を大規模に描いたのがほかでもない『イギリスにおける労働者階級の状態』である。その非人間的, 動物的惨めさをここであらためて指摘するまでもないが, ここでは, 家族論の理解に関わって, 特徴的な点を述べてみよう。

まず, プロレタリアートの家族の性格をうきぼりにする前提ともなるプロレタリアートの創出過程の記述である。土地のほかに家内労働を営む労働者(プロレタリアートでない)を, 次いでヨーマン(独立自営農民)が, 18世紀後半からの産業革命をつうじて「もっぱら労賃だけで生活し, まったく財産というものをもたない」(全集②, p231)いプロレタリアに変えられてしまったことを記している。以前には労働者やヨーマンは, 「家父長制的な家族関係」のもとで, 「考えるということ」をせず, 「何も求めようとしない謙虚な態度」で, しかしそのかわりに「精神的には彼らは死んでいた」(全集②, p232)がそれらが全て破壊される。

第2に, 先に若干ふれたプロレタリア家族の解体についてである。工場制度による婦人・児童労働の採用が家庭を完全な解体におこむのである。『経哲手稿』でも第一手稿で婦人労働について若干, 引

用によってふれられているが、家族の解体の指摘はない。

第3に、プロレタリア家族とブルジョア家族の家族関係についてである。まず前者についていえば、主婦の労働によって、…家族関係がさかだちさせられ」（全集②，p376）るのである。たとえば、「妻は家族を養い，夫は家において子守りをし，部屋の掃除をし，料理をする」（同左p376）と。そして，エンゲルスは「完全な性の地位転倒」が「両性がはじめからたがいにあやまった関係におかれていたせいで」（同左，p379）あることを，そして「以前夫がしたように，いまや妻が，自分のかせいだ財産の大部分，それどころかその全部を家族の共有にしている，ということ自分の支配の口実にするならば…中略…けっしてほんものの共有でもなければ，合理的な共有でもない」（同左，p379）と。こうして，「これまで家族をつなぎとめてきた紐帯が…家族愛ではなくて転倒した財産の共有のなかに必然的に温存されていた個人的利益」（同左，p379）であることを明らかにしている。

他方，ブルジョアについては，「ブルジョアはりっぱな夫であり，家族の一員であって，個人的美德をもって…尊敬するにたり，礼儀正しいように見える」（同左，p510），「人間と人間とのあいだに現金支払い以外の関係をいっさいみとめない。自分と自分の妻とのあいだのつながりですえも百のうち九九はただの『現金支払い』にすぎない」と暴いている。こうしてマルクスが『経哲手稿』で疎外された労働の概念を分析する中で「夫婦関係を私的所有の一形式」と把握したのに対し，エンゲルスは，プロレタリアートの状態に関する科学的分析をつうじて，やはり同じ結果に達したといえよう。こうして，エンゲルスもまた，両性の人間的あり方が実現される共産主義社会をプロレタリアートの闘争をまのあたりにする中で確信をもって展望するのである。プロレタリア家族の歴史的形成過程の把握につとめ，また家族の内部構造の実体的解明を行なったエンゲルスの成果は後の家族理論の発展に大きく貢献しているといわねばならない。

なお，この著書は，「ヘーゲルの思弁をフォイエルバ流に解決する」（全集①，p228）ドイツの社会主義と共産主義にプロレタリアートの現実の生活状態の知識を与えることをとくに重要な課題としていることを付言したい。

4. 唯物史観と家族

1845年，マルクスとエンゲルスはいよいよ唯物史観を確立させたといわれる『ドイツ・イデオロギー』の共同執筆にとりかかる。『ドイツ・イデオロギー』では，分業・所有形態・生産力・交通形態等々によって社会発展の論理，即ち，唯物論的歴史把握に到達している。『経哲手稿』にみられた唯物論的把握を歴史把握へ発展させたものといえる。⁽³⁶⁾そこで我々がまず注目するのは家族の起源とその歴史的把握，さらにその止揚のあり方についての叙述がはじめて見いだされることである。

『ドイツ・イデオロギー』は，「人間的存在の，したがってまたあらゆる歴史の，第一の前提」すなわち「生きることができねばならない」（全集③，p23）として，「物質的生活そのものの生産」，第2

に「充たされた第1の必要そのもの、充足の行動およびすでに獲得された充足のための用具が新しい諸必要を生みだ」し、「第3の事態は、…人間たちが他の人間をつくり繁殖しはじめるという」という三つが「歴史のなかでその力を効かせている」として家族を三つの契機に位置づけている。そしてこの三つめの契機の家族は『『家族の概念』にしたがってではなく、「現存する経験的資料にしたがって説明されねばならない」（同左 p25）としてドイツ哲学の転倒したあり方を批判している。

また、所有・分業と家族関係の関連について以下のように述べている。即ち「労働の分割のうちすべてのこれらの矛盾は存在するであり、そして労働の分割はそれはそれでまた家族内での労働の自然発生的分割と、個々の相互に対立する諸家族への社会の分裂にもとづくのであるが、この労働の分割と同時にまた、労働とその生産物との配分、しかも量的にも質的にも不平等な配分、したがって所有が存在することになる。この所有は妻と子どもたちが夫の奴隷であるような家族のうちすでにその萌芽、その最初の形態をもっている。家族内でのもちろんまだ非常に未熟な潜在的な奴隷状態が最初の所有である」（同左、p28）。あるいは「所有の最初の形態は部族所有である。……中略……家族の中でおこなわれている自然発生的分業をもっとひろげる程度に限られる。それゆえに社会的編制は、家族の延長以上には出ない。すなわち、家父長制的部族長、そのもとに部族員、最後に奴隷、家族のうちに潜在している奴隷制は……徐々に展開する」（同左、p18）。

これらの叙述をどう理解するかが、家族・婦人論研究において論点になっていることは既に述べたとおりである。本文を忠実に読むなら、水田珠枝氏も指摘するように、この段階では、男と女の性的分業から男が女を支配する根拠となる家庭内分業が発生し、それが妻と子を奴隷状態におくと捉えられていると考えられる。母系制社会の存在を未だ知りえなかったこの段階では、人間の歴史の起源は家父長的な家族に求めていたのであろう。⁽³⁷⁾『ドイツ・イデオロギー』では分業と所有概念を表裏一体のものとして捉えており、したがって性別分業＝潜在的奴隷としてつかまれたと思われる。それゆえ『資本論』第4篇第12章の「一つの家族のなかで、さらに発展しては1つの種族のなかで……自然発生的な分業が発生し」という記述について、第三版において「元来は家族が発達して種族になったのではなく、反対に、種族こそが血縁関係にもとづく人、類社会形成の本源的な自然発生的な形態だったのであり…」⁽³⁸⁾という注が記載され訂正されたのである。『家族・私有財産および国家の起源』においてはじめて、男と女の直接的に社会化された、自然的分業が男女の平等の基礎を形成したが、それが後に私有財産制の発生によって、同じ自然的分業が男女の不平等、男による女の支配を基礎づけるものに転化することを明らかにしたのである。とすれば『ドイツ・イデオロギー』段階の限界性が明らかであろう。しかしながら、水田珠枝氏あるいは中島通子氏はそうは捉えない。中島氏はこう述べる。「初期マルクスが展開した疎外論がここにはみられない。マルクスは私的所有を分業により疎外された労働の結果ととらえる。したがって、人間の疎外は結果としての私有財産の存在によるのではなく、それをうみだす疎外された労働＝分業によってもたらされるものなのだ」⁽³⁹⁾と。これまでもみてきたように初期マルクスは経済学研究をつうじて市民社会の認識を深めることをとおしてヘーゲル哲学をのりこえようとしてきたのであり、分

業概念、所有概念の本格的展開はこの後になるのであって、初期マルクスのみが正しいとする根拠はどこにもないだろう。

ところが中島氏は『共産党宣言』において「……プロレタリアは財産を持っていない。プロレタリアの妻に対する関係には、もはやブルジョアの家族関係と共通するものはない」（全集④ p 486）と書いているが「私たちの生きている社会は、生産手段を所有しない労働者と、その妻たちの大量の労働市場への移行が現実となっているにもかかわらず夫の妻に対する支配はなくなっていない⁽⁴⁰⁾」と主張し、女性の男性による支配の根拠を分業にもとめるのである。

しかし、このことは、むしろ、ブルジョアの父権観念のプロレタリア家族への浸透ということにもとめるべきであろう。ライブチツヒ宗教会議・聖マックスの記述（全集③ p174～175）を注目されたい。ここには市民革命後に登場したブルジョア家族のイデオロギーについて、それが市民的世界の現実的・世俗的基礎として認められることを明白な形で、そして、総括的に述べている。フォイエルバッハの前述の部分のみでなく、むしろ家族論としてはこの部分をも当然注視すべきだろう。まず、「ブルジョアをブルジョアたらしめる条件」である「ブルジョアの形式をとった婚姻関係、家族」について「婚姻関係に背いてこっそり姦通を犯」したり、「若いブルジョアは」「婚姻関係、財産、家族は理論的には一步もふれないうまま」で、彼自身の家族からわが身を独立させ、自分だけとしては家族を實際上、解体させる」。さらに、「ブルジョアジーは歴史的に家族に市民的家族の性格を与え」、「この家族においては無聊と金銭が絆をなす」（＝労働者家族にも市民的家族の性格を与えるだろう）。ところで、「服従、孝順、貞節」等封建的共同体のもとでの「家族の内面的絆」は市民革命によって解体したが、家族という現実的団体「財産関係や他家族に対する排他的関係」が残った。即ち、「生産様式と家族とがつながっているために」、家族の存在が「どうしても必要とされ」（全集②, p174～175）だからだと説明される。「プロレタリアートのように現実に解体しているところでは」「家族観念なるものは全然存在せず家族愛」（同左, p174～175）が存在するのが見られるとして、ブルジョアジーが市民的家族の性格を与えるとしても、現実に解体しているプロレタリアートにはそれが無意味であることを述べているのである。

これまで我々はヘーゲルの家族観の検討からはじまって、マルクスの家族の科学的理解がどのように深化してきたのかをみてきた。この『ドイツ・イデオロギー』におけるこの叙述に、唯物論的歴史把握によって、ヘーゲルの描く市民家族の実像を、はじめて捉えることができたといって過言ではないだろう。ここにおいて、ヘーゲルの家族観に対する一応の回答が得られたといえよう。

まとめにかえて

以上、我々は初期マルクスの家族論について、その形成過程を捉えようとしてきた。まずは、ヘーゲルのいう人倫としての婚姻の理解からはじまって、『ヘーゲル国法論批判』では愛を原理とする市民家族へ、しかし、ここまではヘーゲルの家族理論の枠の中での議論の展開であった。しかし、同時に、マ

ルクスはあくまでも具体的な現実の世界で問題にしようとしたこともまた確かであった。『ユダヤ人問題によせて』から、『ヘーゲル法哲学批判序説』をへて、プロレタリアートを変革の担い手と捉えて、マルクスの家族観は大きく転換していくことになる。即ち『経哲手稿』では、これまで擁護していた市民家族が私的所有のもとで利己的な関係としてあらわれることをあばき、私的所有の廃絶によって人間的なあり方となると捉え、また『ドイツ・イデオロギー』では家族を歴史的に捉え、所有論、分業論を発展させる契機をつくりだす一方、ブルジョアイデオロギーが家族に市民的家族の性格を与えるその根拠を示した。こうしてみると、初期マルクスの家族論はヘーゲルの提示した市民家族の批判・克服の過程であったといえるだろう。『離婚法案』において「立法者は精神的諸関係にひそむ内的な法律を意識された実定的な法律の形で宣明する」と主張したマルクスが、『ドイツ・イデオロギー』では「ブルジョアイデオロギーが家族に市民的家族の性格を与えた」と言いえたのである。国家から市民社会分析へ移行していくことによって、国家・宗教・法のブルジョア的な本質をみぬいたということもできるだろう。

さて、こうして我々は、ようやく市民家族から分化したブルジョア家族とそれと対置するプロレタリアートの家族を見出した。その歴史的起源、両階級の家族の性格、そして、家族の止揚について、等々、科学的理解を深めるいくつかの契機は得ることができたが、その本格的な展開は、若きマルクスから壮年そして老マルクスへひきつがねばならないだろう。その検討は今後の残された大きな課題である。

註

- (1) しかも後述するように、『家族・私有財産および国家の起源』で完成されるため、家族論はエンゲルスによって深められたとするものが多い。
- (2) 布村一夫訳クレイダー編『マルクス古代社会ノート』1976年、未来社。エンゲルスはマルクスの『古代社会ノート』が残されているのを知り、あらためて『古代社会』を買いもとめて『家族・私有財産および国家の起源』を書いたことからエンゲルスによってのみ完成されたものでないことは明らかである。
- (3) 水田珠枝『女性解放思想史』1979年、筑摩書房、p355
- (4) 同上、p357
- (5) 同上、p358
- (6) 同上、p359
- (7) 『世界の名著ヘーゲル』岩波書店、1967年
- (8) ヘーゲル「精神現象学」金子武蔵『ヘーゲル全集5 精神の現象学下巻』1971年p741
- (9) M. リーデル、池田貞夫、平野英一訳『ヘーゲルにおける市民社会と国家』1985年、未来社、p27
- (10) ヘーゲル「法の哲学」（『世界の名著ヘーゲル』岩波書店、1967年）p386
- (11) 同上、p387～388

- (12) 同上, p398
- (13) 同上, p396
- (14) 前掲ヘーゲル「精神現象学」 p744
- (15) 前掲ヘーゲル「法の哲学」 p396
- (16) 同上, p388
- (17) 同上, p388~389
- (18) 同上, p397
- (19) 前掲M.リーデル, p27
- (20) 石部雅亮「ドイツ・三月前期の家族法」(家族史研究編集委員会編『家族史研究5』1982年, 大月書店) p74
- (21) 前掲ヘーゲル「法の哲学」 p388
- (22) 同上, p392
- (23) 全集は「マルクス・エンゲルス全集」大月書店, ④は40巻をあらわす。以下同様
- (24) 依田精一「欧米諸国の離婚法の変遷と現状, 西ドイツ」(青山道夫他編『講座家族4』1974年 弘文堂) p92
- (25) 稲本洋之助「仏近代法の家族と法」(前掲『家族史研究5』) p27
- (26) 前掲, 石部雅亮, p68
- (27) プロイセン一般ラント法では, 子がなく, 協議が軽率・無思慮でない場合離婚が認められる。
- (28) 前掲ヘーゲル「法の哲学」 p392
- (29) 山中隆次『初期マルクスの形成』新評論 1972年, p59
- (30) 生方卓は「ヘーゲルの信仰告白」であって, また「完全なヘーゲル主義者」ときめつけているが, その中での発展の芽を見い出すべきだろう。生方卓「唯物史観と初期マルクスの家族論」(大井正『マルクス思想の学際的研究』長崎出版, 1983年) p128
- (31) 同上, p133
- (32) 『レーニン全集』第21巻, 大月書店, p63
- (33) 江守五夫「近代市民社会の婚姻と法」(家族史研究編集委員会, 『家族史研究1』1980年, 大月書店) p68
- (34) 『聖家族』にはフーリエの有名な「婦人解放の度合いは一般的解放の自然的尺度である」等々の引用がされており, フーリエの婦人論に触発されていることが捉えられる。
- (35) 「イギリスにおける労働者階級の状態」(『マルクス・エンゲルス全集』2巻) p225
- (36) エンゲルスによって書かれているため, エンゲルス主導(広松渉)を説くものもあるが『経哲手稿』の唯物論的把握を歴史把握へ発展させたものとして捉えられ, 従って, マルクスの歴史把握に依拠しながらエンゲルスとマルクスが共同でつくりあげたものと捉えるべきだろう。

- ③7 熊野聡『共同体と国家の歴史理論』1976年，青木書店，p31
- ③8 『資本論』1巻1，大月書店，p462
- ③9 中島道子「マルクス，エンゲルスの女性解放思想史」（一番ヶ瀬康子編『入門女性解放論』亜紀書房，1975年）p56
- ④0 同上，p56